

ぼうこうざい  
**暴行罪**

刑法208条

- △なぐる、ける、つく、なげとばす、つばをか  
ける、石をなげる などをする事  
→2年以下の懲役もしくは30万円以下の  
罰金または拘留（30日未満）もしくは  
料料（1万円未満）

しょうがいざい  
**傷害罪**

刑法204条

- △相手にケガをさせる事、わざと病気をう  
つす事、精神状態を悪くさせる事  
→15年以下の懲役または50万円以下の  
罰金

きぶつはそんざい  
**器物破損罪**

刑法261条

- △相手の物を勝手にこわしたり、すてたりす  
ること  
→3年以下の懲役または30万円以下の  
罰金もしくは料料（1万円未満）

めいよきそんざい  
**名誉毀損罪**

刑法230条

- △相手がいざつことを具体的に言うこと  
相手が困るウソを流すこと  
→3年以下の懲役もしくは禁錮または50  
万円以下の罰金

ぶじょくざい  
**侮辱罪**

刑法231条

- △みんなの前でバカ、デブ、ハゲ、チビなど  
具体的ではない悪口を言うこと  
→拘留（30日未満）または料料（1万円  
未満）

せつとうざい  
**窃盗罪**

刑法235条

- △相手のものをぬすむこと  
→10年以下の懲役又は50万円以下の罰金

きょうはくざい  
**脅迫罪**

刑法222条

- △相手に恐怖を与えること「なぐるぞ」「ぬ  
すむぞ」「ころすぞ」「ネットにばらまくぞ」  
→2年以下の懲役もしくは30万円以下の  
罰金または拘留（30日未満）もしくは  
料料（1万円未満）

きょうかつざい  
**恐喝罪**

刑法249条

- △相手に恐怖を与え、お金や物を要求するこ  
と「金をよこさないとなぐるぞ」「ゲーム  
よこせばネットにばらまかないでやるよ」  
→10年以下の懲役

きょうようざい  
**強要罪**

刑法223条

- △やる必要のないことを無理矢理やらせる  
こと  
→3年以下の懲役

